

■報告第10号 専決処分の報告について(売買契約の一部を変更する契約の締結について)

【要旨】

平成29年9月6日に議会の議決を得た「平成29年度 四万十町教育委員会楽器購入事業」に係る売買契約について、下記のとおり売買契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第3項の規定により専決処分しましたので、同法同条第2項の規定により報告するものです。

【売買契約の変更契約締結内容】

専決処分日	平成29年11月14日
契約件名	平成29年度 四万十町教育委員会楽器購入事業
納入場所	四万十町 地内
契約金額	7,922,448円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 586,848円)
変更契約金額	8,005,392円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 592,992円)
増減額	82,944円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 6,144円)
契約の相手方	高知市相模町17番21号 株式会社楽器堂 代表取締役 下元 直哉

【変更理由】

窪川中学校に納入を予定していた楽器のうち、「サイトウ ビブラフォン1台」について、製造業者である株式会社斉藤楽器製作所が11月6日に事業を停止し、自己破産を申請することになったことから納入不可能となったため、同等機種である「ヤマハ ビブラフォン」に機種を変更するものです。